

平成22年6月14日

熊本県

口蹄疫の本県侵入阻止に向けた 県民への緊急呼びかけについて

宮崎県内で発生している口蹄疫は、先週新たに都城市、日向市、宮崎市の農家に拡大し、極めて深刻な状況となっています。

万が一、本県で口蹄疫が発生すれば、畜産農家の方々にとって、家畜の殺処分や埋却をはじめとして多大な苦痛が生じるだけでなく、ほかの県民の方々の日常生活や経済活動にも、計り知れない影響を及ぼす可能性があります。

このため、県内には一頭たりとも発生させないとの強い覚悟で、挙県一致の体制で、何としても本県への口蹄疫侵入を阻止しなければなりません。そのため、次の3点のお願いについて、県民の皆さんへ緊急の呼びかけをします。

- 1 畜産農家の方々においては、引き続き、①敷地及び畜舎の消毒の徹底、②外部の人を立ち入らせない、やむを得ず立ち入らせる場合は消毒を徹底していただきたい。

県民の皆さんは、口蹄疫が発生している地域への訪問は、できるだけ自粛し、やむを得ず訪問する場合でも、畜舎や畜産関係施設等には近寄らないようにしていただきたい。

- 2 6月12日付けで、本県は口蹄疫対策特別措置法の第4条の地域指定を受けたことから、宮崎県境を中心に県が設置する消毒ポイントにおける全車両の消毒が、法に基づき行われることとなりました。県境等の消毒ポイントにおいて、十分な車両の消毒を行っていただきたい。

なお、県境を中心とした24時間対応の消毒ポイントを、8か所から9か所に増設します。

- 3 県関係の公共施設において、施設の出入口に消毒マットの設置を始めています。また、不特定多数の人が集まる施設についても、消毒を行っていただくよう、協力をお願いすることとしております。

県民の方々は、積極的に消毒の御協力をいただきたい。

口蹄疫対策特別措置法の指定地域に伴う車両消毒が義務化される 消毒ポイントについて

口蹄疫対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から、口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として、6月12日付けで熊本県全域が指定されました。

同法に基づく消毒ポイントを以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 口蹄疫対策特別措置法に基づき車両の消毒を義務化する消毒ポイント(別添地図参照) (農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所)

- 1 国道221号 人吉市大畑町ループ橋付近駐車場
- 2 国道325号 高森町菅山寧静ループ橋近く
- 3 国道218号 山都町滝上道路公園
- 4 国道265号 山都町塩原付近
- 5 国道388号 水上村椎葉境
- 6 県道142号 水上村古屋敷
- 7 国道219号 湯前町猪鹿倉
- 8 県道143号 多良木町久米
- 9 国道268号 水俣市（準備中）

※ 水俣市の消毒ポイントについては、準備が整い次第、消毒を開始します。

2 自主消毒ポイント

別添地図①～⑬の自主消毒ポイントについては、これまでどおり消毒を継続します。

【参考】

口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。
また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、万が一感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体に影響はありません。

問い合わせ先
畜産課 堀、鬼塚
直通 096-333-2401
内線 (5421・5422)

22.6.14

